

核兵器不拡散条約（NPT）署名 40 周年を迎えて

—NPT の原点に戻れ—

1968 年 7 月に署名開放された核兵器不拡散条約（NPT）は、今年で 40 周年を迎えました。NPT は、米国、ロシア、イギリス、フランス、中国の 5 カ国を「核兵器国」とし、それ以外の「非核兵器国」への核兵器拡散防止を目的とした条約です。同時に NPT には、核兵器国による核軍縮交渉義務と、非核兵器国による原子力平和利用の権利も定められています。これら核不拡散、核軍縮、原子力平和利用は NPT の三本柱と位置づけられています。

NPT は、とりわけ核不拡散の側面で重要な役割を果たしてきました。NPT 成立前の 1963 年、ジョン・F・ケネディ米大統領は、「1970 年までに 10 カ国、そして 1975 年までに 15 ～20 の核兵器国が存在することになるかもしれない」と警告しました。無論、NPT 成立後も、核兵器の拡散が完全に防止されたわけではなく、インド、パキスタンおよび北朝鮮は核実験を実施して核兵器保有を公表し、イスラエルも未公表ながら核兵器を保有していると広く考えられていますが、NPT の成立は、その拡散のペースを抑制する重要な要因になったと言えるでしょう。

その NPT は、深刻な挑戦に晒されています。核兵器国による核軍縮が進んでいないことは、NPT の根幹をなす核兵器国と非核兵器国との間のグラント・バーゲンを破綻させかねないものです。安全保障上の必要性を考慮するとしても、冷戦終了後 20 年近くも経過した今なお約 27,000 発もの核兵器が世界に存在することは正当化されえないでしょう。核軍縮の進展は日本が NPT に加盟する際の前提条件でした。1976 年 6 月、日本は批准書の寄託に際して、NPT 第 6 条に従い核軍縮について特別の責任を有する核兵器国が、具体的な核軍縮措置をとっていくことを強く要請しました。また、1995 年の NPT 無期限延長に際するパッケージの一つとして採択された「核不拡散と核軍縮の原則と目標」においても、核軍縮は強く求められました。核兵器国が核軍縮に対する努力を十分に行っていないことは、非核兵器国の核不拡散義務をも揺るがしかねないものです。

北朝鮮やイランといった NPT 締約国である非核兵器国による条約違反も、NPT の直面している大きな課題です。北朝鮮は、核兵器開発を行ったうえで、NPT からの脱退宣言を行いました。イランは、原子力平和利用を口実として核兵器開発を進めている疑いがもたれています。また、インド、パキスタン、イスラエルは、NPT に加盟しておらず、核兵器保有に対する揺るがない意思を有しています。さらに、最近では核兵器獲得を目指す国際テロ組織や、カーン・ネットワークに代表される「核の闇市場」といった非国家主体からの挑戦も顕著になっています。

こうしたなかで、「冷戦期に構築された NPT は時代遅れであり、現在の状況を反映した新しい体制へと転換すべきである」との主張も見受けられます。しかしながら、現在、190 の締約国を数えるまでに至った NPT と同様の普遍性を「新しい体制」の下で達成するのは、容易ではありません。「新たな体制」の下で駆け込み的に「新たな核兵器国」にならんとす

る国も出てくるかもしれません。

「新たな体制」の構築が現実的ではなく、他方で国際の平和と安定のために NPT に対する挑戦に立ち向かわなければならないとすると、NPT を中心とする既存の核不拡散体制の強化が残された方途ということになります。その際、鍵となるのは NPT の三本柱のバランスです。とりわけ核兵器国による核軍縮への真剣な取り組みが重要です。NPT は「核兵器国」に対して、永遠にその地位を認めたものではありません。2 大核兵器国である米国およびロシアによる新たな核兵器削減に関する条約の成立は、2009 年に START 条約が期限を迎えることもあり、喫緊の課題といえます。また、G8 北海道洞爺湖サミット首脳宣言に盛り込まれたように、すべての核兵器国による透明性のある方法での核兵器削減実施が強く求められます。CTBT の早期発効や FMCT 交渉の早期開始の必要性も言うまでもありませんが、その実現までの間、核兵器国は核実験禁止および兵器用核分裂性物質生産停止を誠実に維持すべきです。

核不拡散についての喫緊の課題は、北朝鮮およびイランの核問題への対応であり、その解決に向けたプロセスが早期に合意・実施されなければなりません。また NPT の抜け穴を塞ぐためにも、原子力平和利用に対する IAEA 保障措置の適切な実施に加えて、NPT 不遵守問題への対応、ならびに NPT 違反国による条約脱退防止のための施策も必要であり、ここでは国連安全保障理事会の果たすべき役割が、改めて問われなければならないでしょう。NPT は核不拡散義務を遵守する形で原子力平和利用の権利を認めたものであることを、「非核兵器国」は想起すべきです。

NPT 未加盟国のインド、イスラエルおよびパキスタンが条約に加盟する可能性は現時点では高いとは言えませんが、これを引き続き求めるとともに、NPT 加盟までの間、これら 3 カ国に対して、核兵器国が負っているものと同等の核軍縮・不拡散義務をコミットするよう求めていくべきだと思われまます。さらに、これら 3 カ国が核兵器を必要としない地域の安全保障環境の構築に向けた取り組みも求められます。米印原子力協力は、こうした観点から考えた場合、少なからず問題を孕んでいると言わざるをえません。現協定（案）の下では、インドは NPT 上の核兵器国以上に核兵器の実験および増産を自由に行えることが危惧されています。少なくとも、インドによる CTBT 署名ないし同等の効果のある公的コミットメント、ならびに兵器用核分裂性物質生産モラトリアムといったコミットメントが必要ではないでしょうか。

2010 年には、第 8 回目となる NPT 運用検討会議が開催されます。その成功には、国際の平和と安定に対する NPT の重要性を国際社会が改めて確認するとともに、上述してきた問題を含め、NPT およびこれを中心とする核不拡散体制の一層の強化に向けた具体的な取り組みが、ますます必要になってくると思われまます。

当センターは、1996 年の設置以来、NPT をはじめとした軍縮・不拡散問題に関する調査・研究、情報発信、人材育成、知的交流等の活動を実施してきました。こうした活動を通じて、核軍縮・不拡散の促進に微力ながら今後も貢献していく所存であります。皆様方の変

らぬ御支援・御指導の程、お願い申し上げます。

(財) 日本国際問題研究所
軍縮・不拡散促進センター
所長 須藤 隆也